

発議第3号

北朝鮮のミサイル発射に対する嚴重抗議と断固たる措置及び防衛体制の強化を求める意見書案

北朝鮮のミサイル発射に対する嚴重抗議と断固たる措置及び防衛体制の強化を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣及び防衛大臣宛て提出するものとする。

令和4年10月7日提出

提出者 和歌山市議会議員

中 谷 謙 二

中 尾 友 紀

山 本 忠 相

尾 崎 方 哉

芝 本 和 己

北朝鮮のミサイル発射に対する嚴重抗議と断固たる措置及び防衛体制の強化を求める意見書案

令和4年10月4日午前7時22分、北朝鮮は中距離弾道ミサイルを発射し、東北地方上空を通過させ、その後、太平洋側の排他的經濟水域の外側に着弾した。北朝鮮は先月25日、28日、29日、そして今年1日にも短距離弾道ミサイルを発射しており、本年に入り、北朝鮮が弾道ミサイルなどを発射した回数は既に25回を超え、異例のペースで軍事的挑発を続けている。

これら北朝鮮による軍事的挑発は、平和を希求する国際世論に対する挑戦であると断ぜざるを得ず、このような生存権を脅かす愚行は断じて容認することはできない。

政府にあつては、このような挑戦的ともいえる北朝鮮の愚行に対し、弾道ミサイル計画を放棄させるための外交手腕を発揮し、国際社会による圧力強化を主導するべきである。さらに、ミサイル対処能力を強化し、国民保護を最優先に、日本国内に住むすべての人々の生命と財産を守り抜く防衛体制を早急に確立すべきである。

よって、政府におかれては、北朝鮮のこのような愚行に対し嚴重に抗議し、断固たる措置を行うとともに、防衛体制の強化を図るよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。